

平成 24 年 3 月 31 日

「焼肉酒家えびす」で食中毒被害に遭われた皆様

訴訟参加のご説明

株式会社フーズ・フォーラス
代表者 清算人 大村 安孝
代理人 弁護士 小野 聡

株式会社大和屋商店および川口と畜場（川口食肉荷受株式会社）など（以下「大和屋等」といいます）に対する訴訟への参加手続きをご説明申し上げます。

1 訴訟参加の必要性

当社が大和屋等との訴訟に勝訴し、賠償金を取得できたとしても、被害者様に優先的にお支払いすることができず、他の債権者も含めた上での按分比例によって弁済されることになってしまいます。

このような事態を避けるために、被害者様が大和屋等へ直接賠償請求をして頂くことが必要であります。

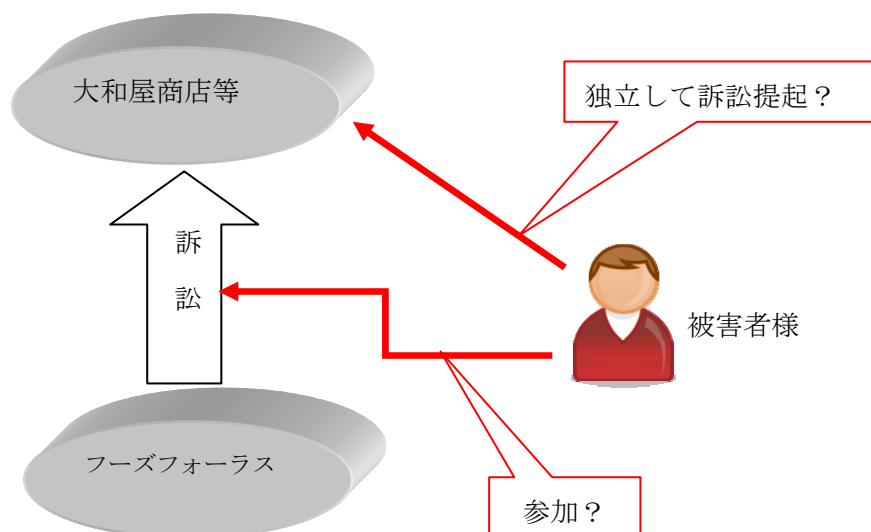
そこで、下記のように当社の訴訟に参加あるいは自ら訴訟をして頂くこととなります。

2 大和屋等への裁判上の請求の方法

(1) 概要

大和屋等に裁判で請求する方法としては大きく分けて二つあります。

一つは当社と関係なく自分で訴えを提起する方法。もう一つは、当社の訴訟に参加する方法です。



(2) それぞれのメリット・デメリット

A：当社とともに行う場合（参加型）

① デメリット

ないと考えます。

強いて言えば、早期に参加する意思表示をしなければなりません。

② メリット

(ア) 負担が少ない

後述するように、当社は大和屋商店と契約関係にありますので、契約に基づき債務不履行責任による損害賠償請求ができます。その場合、不法行為（被害者様が独立して訴訟を起こす場合は、この不法行為で訴えることとなります。）で訴える場合に比べて、立証責任（自分の主張が正しいことを証拠で証明しなければならないという責任）が逆転し、大和屋商店側になりますので、負担が少ないというメリットがあります。

(イ) 費用

訴えの始まりから原告で参加する（後述、A-1案）場合には、印紙代がからず、弁護士費用もかかりませんので、費用負担が少なくすみます。

B：当社と全く関係なく、独立して大和屋等に対して訴訟を起こす場合

① デメリット

(ア) 負担が大きい

この場合、全て自分の責任で行わなければなりません。自分で訴訟を行う場合はもちろん、現実的には弁護士の先生に依頼をした場合でも他の原告がいない状態ですので、他の訴訟の原告に連絡をとり、資料の収集や転用などを行うこととなりますが、難しいことも予想されます。

(イ) 費用

個別に行う結果として、裁判手続費用（印紙代など）や、弁護士費用など、参加型よりも費用が増える可能性もあります。

② メリット

(ア) 訴訟を起こすタイミングその他が自由

当社と関係なく行うので、時期などを自分の都合で自由に設定できます。

(3) 結論

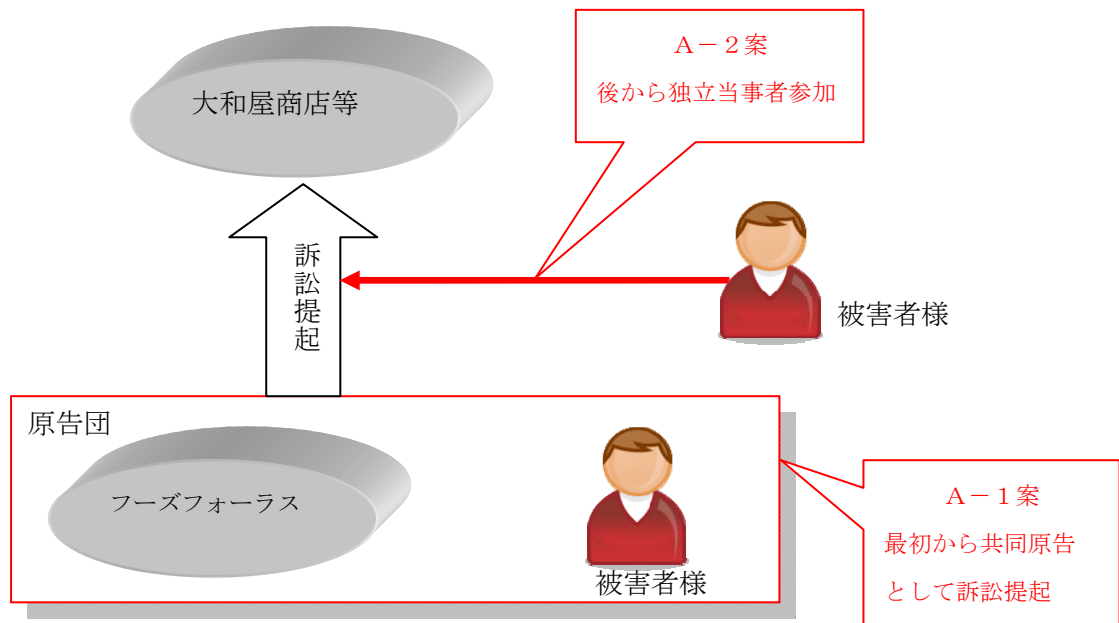
よって、当社としましては、被害者の皆様への保証が最大化になるよう努めるのが目的でございますので、ご検討の上、当社の訴訟へご参加頂くようお願い申し上げます。

3 参加の方法のご説明

(1) 概要

参加の方法も二つあり、一つは当初から共同の原告として参加する方法であり、もう一つは後から参加する方法（「独立当事者参加」と言います）です。

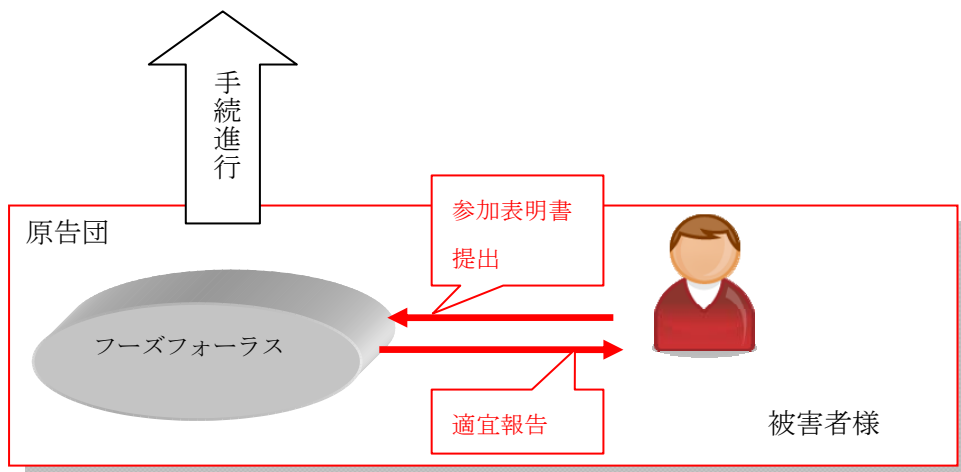
それぞれのメリット・デメリット、方法、および期限を説明いたします。



(2) A-1 案：共同原告……最初から参加する方法

(ア) 手続きのご説明

当社が訴訟を提起するときに、原告欄に共同原告として名前を載せます。ただし、当社側弁護士が被害者様の訴訟代理人を務めることはできませんので、訴訟は自ら行っていただくか、弁護士に別途委任して頂くこととなります。もし、弁護士に委任されない場合には、当社側で被害者様用の書面を用意しますので、その内容でよろしければご自分の書面として裁判所に提出して頂くという形での援助は行う予定であります。



(イ) メリット・デメリット

① メリット

1. 手間が少なくてすむ

上記のとおり、当社側弁護士が用意した書面を自分の書面として利用することができます。

2. 印紙代がかからない

別に訴えるわけではないので、訴訟の手続費用はかかりません。

② デメリット

1. 訴状にお名前が載ってしまいます。

2. 締め切りが早い

訴訟の提起までに参加していただく必要があります。

(ウ) 方法

訴状を見てから検討したいという方もいらっしゃるかと存じますので、原告参加をご検討の方は添付の「訴状送付申込書」に記名・捺印して、下記の住所に郵送ください。4月中旬頃に訴状を送付致します。

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル6階 かつま法律事務所
株式会社フーズ・フォーラス係

電話 03-3295-2260

なお、参加の受付は4月30日迄とさせていただきます。参加の手続きは、訴状とともに説明文を送付致します。

(3) A-2案：独立当事者参加……後から参加する方法

(ア) 手続きのご説明

当社の訴訟が続いている間に、当社とは独立した参加者として加わる方法です。独自に別訴訟を提起する場合と違い、同じ裁判に参加するため、当社の資料などの流用が可能です。

少々手続きが難しいため、共同原告参加と異なり、個人で行うのはおすすめ致しません。弁護士にご相談して頂く方がよいかと存じます。

(イ) メリット・デメリット

① メリット

裁判の終結まで（場合によっては当社が脱退するまで）に参加申出をすればよいため、締め切りが長く、よく考えることができます。

② デメリット

当社とは独立した参加者ですので、独立して裁判費用（印紙代等）がかかります。また、前述のとおり少々難しい手続きであることと、独立ですから当社の手続進行に乗って進むわけではありませんので、事実上弁護士が必須となります。

(ウ) 方法

ご担当の弁護士がお決まりになりましたら、その先生より当社へ連絡を頂きますよう、よろしく願い申し上げます。その弁護士の方へ、必要な資料・情報の提供を行います。締め切りは、8月頃を予定しております。

4 当社の訴訟についての説明

(1) 大和屋商店に対して

(ア) 当社が有する契約上の請求権（債務不履行責任）

当社と大和屋商店との間では、食肉の卸について継続的な契約をしておりました。その契約上、当然のことですが、大和屋商店は当社に、「食べられる（菌がついていない）肉」を引き渡す義務（＝債務）があります。

ところが、大和屋商店は菌つきの食べてはいけない肉を当社に卸してしまいました。よって、義務違反（債務不履行）です。

そして、その義務違反によって、広がった被害（＝拡大損害）も、法律上賠償しなければならないのです。これを債務不履行責任と言います。

(イ) 立証責任

本来裁判は、自分の主張の正しいことを、証拠で証明しなければなりません。これを立証責任と言います。このための証拠の搜索、提出はとても労力がある大変なことです。そしてそれができなければ負けてしまいます。

しかし、この『債務不履行に基づく請求による訴訟』では、その原則が修正され、責任が転換されます。つまり、当社としては「肉に菌がついていた」という事実のみ証明すれば、「義務違反があったのか」については証明する責任が、大和屋商店に負わされるのです。

(2) 川口食肉荷受株式会社（と畜場）に対して

(ア) 大和屋商店との関係

当社とと畜場との間には契約関係はありません。

しかし、大和屋商店とと畜場との間では、当社と大和屋商店と同じように契約関係があり、やはり「食べられる（菌がついていない）肉」を引き渡す義務（＝債務）

があります。

と畜場が、大和屋商店に対して、菌つきの食べてはいけない肉を卸したのだとすると、義務違反（債務不履行）となり、広がった被害（＝拡大損害）も、法律上賠償しなければならないことも同様です。

（イ）債権者代位権の行使

そして、その損害賠償の権利者は本来大和屋商店のものであります。しかし、法律上、当社の損害賠償を大和屋商店が払えないときには、大和屋商店が持っている権利を使うことができます。

これを使ってと畜場に対する裁判を行います。

5 結論

当社としましては、できる限り多くの被害者の方に、できるだけ多くの賠償がされる可能性を増やすために、本訴訟を提起致しますので、どうか、負担の少ない共同原告という形で参加していただくようお願い申し上げます。

以上